

最低賃金パンフレット

【最低賃金制度の概要】

👉 クリック

沖縄県地域最低賃金のリーフレット

👉 クリック

正しく知ろう！最低賃金4つのポイント

👉 クリック

http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/kinrou/dl/040324-3_1.pdf

外国語リーフレット

○英語版(English) 【沖縄】表裏

👉 クリック

○中国語版(中国語) 【沖縄】表裏

👉 クリック

○韓国語版(한국어) 【沖縄】表裏

👉 クリック

○ポルトガル語(Pportuguês) 【沖縄】表裏

👉 クリック

○スペイン語版(Español) 【沖縄】表裏

👉 クリック

※上の枠をクリックすると、その国の言語に対応したリーフレットを見ることができます。

なるほどQ&A 正しく知ろう！最低賃金

知っておきたい最低賃金！

Q1 最低賃金制度とは何ですか？

A. 最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定め、使用者（事業主）は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。

仮に最低賃金額より低い賃金を労働者、使用者双方の合意の上で定めても、それは最低賃金法によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとみなされます。

Q2 最低賃金の種類にはどのようなものがありますか？

A. 最低賃金法には、「地域別最低賃金」と、「特定（産業別）最低賃金」の2種類があります。

●地域別最低賃金

地域別最低賃金は、産業や職種にかかわらず、都道府県内で働くすべての労働者とその使用者に対して適用される最低賃金です。都道府県ごとに、最低賃金が定められています。

沖縄県地域別最低賃金は、**664**円です。

●特定（産業別）最低賃金

特定（産業別）最低賃金は、基幹的労働者を対象として、関係労使が地域別最低賃金よりも金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認める産業について設定されています。

適用される産業は都道府県によって異なっています。

沖縄県特定（産業別）最低賃金は、次の6業種です。

畜産食料品製造業	683円
糖類製造業	693円
清涼飲料、酒類製造業	686円

新聞業	768円
各種商品小売業	685円
自動車（新車）小売業	693円

注 1) 地域別最低賃金と特定（産業別）最低賃金の両方が適用される労働者には、使用者は高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

注 2) すべての地域別最低賃金と大部分の特定（産業別）最低賃金は、時間額で定められています。ただし、一部の特定（産業別）最低賃金は、日額と時間額が定められています。この場合、日額は日給制の労働者に、時間額は日給制以外の時間給制・月給制などの労働者にそれぞれ適用されます。

Q3 最低賃金はすべての人に適用されるのですか？

A. 地域別最低賃金はすべての労働者とその使用者に、特定（産業別）最低賃金は特定地域内の特定産業の基幹的労働者とその使用者に適用されます。

●地域別最低賃金

地域別最低賃金は、すべての労働者の賃金の最低限を保障するセーフティネットとして、常用、臨時、パート、アルバイト、嘱託などの雇用形態や呼称にかかわらず、原則として、各都道府県で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。

●特定（産業別）最低賃金

特定（産業別）最低賃金は、特定地域内の特定産業の基幹的労働者とその使用者に対して適用されます。

18歳未満または65歳以上の人、雇入れ後一定期間未満で技能習得中の人、清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に従事する人などには適用されません。

Q4 派遣労働者へはどのように適用されますか？

A. 派遣労働者には、派遣先の最低賃金が適用されます。

派遣元の使用者とその労働者は、派遣先の事業場に適用される最低賃金を

把握しておく必要があります。

【派遣先の事業場が他地域にある例】

派遣元（沖縄県）の最低賃金 6 6 4 円、
派遣先（東京都）の最低賃金 8 6 9 円の場合、
派遣先の東京都最低賃金（8 6 9 円）が適用されます。